



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 2
- 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課） 6

規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 7

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 個人の事業税について、課税する対象から助産師業を除外することとした。（第57条の3関係）
- 2 住宅金融公庫の業務が独立行政法人住宅金融支援機構に移行されることに伴い、不動産取得税に関する規定の整備を行うこととした。（第61条及び第63条関係）
- 3 県たばこ税について、条例の附則で定める特例の税率を条例の本則で定めることとした。（第85条の2及び附則第8項関係）
- 4 狩猟税について、狩猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税の税率を定めることとした。（第202条関係）
- 5 自動車取得税について、電気自動車等の低公害車に係る税率の特例措置について所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとした。（附則第12項から第14項まで関係）
- 6 この条例は、一部の改正規定を除き、平成19年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 7 不動産取得税、狩猟税及び自動車取得税に関する必要な経過措置を設けることとした。（附則第2項から附則第6項まで）

○ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 沖縄振興特別措置法の規定により定められた観光振興地域、情報通信産業振興地域、産業高度化地域、自由貿易地域、特別自由貿易地域及び金融業務特別地区の区域内並びに離島の地域内における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税を免除する特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。（第3条から第8条まで関係）
- 2 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域内における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税を免除する特例措置の適用期限を平成21年3月31日まで延長することとした。（第9条関係）
- 3 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。（附則第1項）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第30号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第57条の3第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号」を「第72条の2第9項第5号」に改める。

第61条第2項中「住宅金融公庫、」を削り、同条第6項中「同法同条第2項」を「同条第2項」に改める。

第63条第11項中「住宅金融公庫から貸付けを受けた者で住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）第17条第1項第3号若しくは第4号若しくは産業労働者住宅資金融通法（昭和28年法律第63号）第7条第1項第3号の規定に該当するもの若しくは住宅金融公庫法第17条第4項の規定による貸付けを受けた者」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第5号から第9号まで若しくは附則第7条第2項第1号若しくは第2号口に規定する貸付けを受けた者（住宅を建設して賃貸し、又は譲渡する事業を行う者に限る。）」に、「産業労働者住宅資金融通法第7条第1項第3号」を「産業労働者住宅資金融通法（昭和28年法律第63号）第7条第1項第4号」に、「住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の貸付金」を「当該貸付け」に改める。

第85条の2中「898円」を「1,074円」に改める。

第202条第1項第1号及び第2号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 8,200円
- (4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又

は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円

第204条第2項中「第202条第1項第2号」の次に「又は第4号」を、「同項第1号」の次に「又は第3号」を加える。

第205条第1項中「第202条第1項第2号」の次に「又は第4号」を加える。

附則第8項を削り、附則第9項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を附則第8項とし、附則第10項から附則第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第13項中「施行規則附則第5条第1項で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第2項で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第3項で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物と同条第4項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、同条第3項で定めるもの（附則第32項から第34項までにおいて「電気自動車等」という。）」を「施行規則附則第11条の2で定めるもの（附則第32項において「電気自動車」という。）」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を附則第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第11条の3第1項で定めるものをいう。以下この項及び附則第32項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第169条及び附則第11項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第11項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第11条の3第2項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第3項で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第11条の3第4項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第5項で定めるもの

附則第14項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車（内燃機関）に、「（以下この項において「特定自動車」という）を「をいう。以下この項において同じ）」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「附則第12項」を「附則第11項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車バス、トラックその他の施行規則附則第12条第3項で定めるものである場合にあつては100分の2.7を、当該特定自動車乗用車その他の施行規則附則第12条第4項で定めるものである場合にあつては100分の1.8（当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の2）」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第5項で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条第6項で定めるもの（以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ 法附則第12条の3第3項に規定するエネルギー消費効率（以下この項、次項、附則第19項及び附則第33項から第36項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この項、次項、附則第19項及び附則第33項から第36項までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第7項で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条第8項で定めるもの（以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第16項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この項、次項、附則第19項及び附則第33項から第36項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）」を「エネルギー消費効率」に、「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令附則第10条の2で定めるエネルギー消費効率（次項、附則第19項及び附則第33項から第36項までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。）」を「基準エネルギー消費効率」に、「附則第13項又は第14項」を「附則第12項から第14項まで」に改める。

附則第17項中「附則第13項、第14項」を「附則第12項から第14項まで」に改める。

附則第19項中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「附則第13項、第14項」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

附則第32項中「電気自動車等、」を「電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第3項で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第4項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項で定めるもの（次項及び附則第34項において「電気自動車等」という。）並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第202条第1項、第204条第2項及び第205条第1項の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成19年4月16日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた改正前の沖縄県税条例第61条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
（狩猟税に関する経過措置）
- 4 新条例第202条第1項、第204条第2項及び第205条第1項の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第14項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第7項で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第31号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第5条中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「第12条第1項の表の第4号」を「第12条第1項の表の第2号」に、「第45条第1項の表の第4号」を「第45条第1項の表の第2号」に改める。

第6条第1項中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「第12条第1項の表の第5号」を「第12条第1項の表の第3号」に、「第45条第1項の表の第5号」を「第45条第1項の表の第3号」に改め、同条第2項中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第7条及び第8条中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第9条中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に、「第12条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号」に、「第45条第1項の表の第2号」を「第45条第1項の表の第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第63号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「事務吏員」を「職員（非常勤職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項により労働関係その他身分取扱いについて同法の規定を準用する職員を除く。）」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（証票の無効）

第5条の2 知事は、徴税吏員が条例第5条に規定する証票を亡失した旨の届出があつたときは、当該証票が無効である旨を公告するものとする。

第8条第1項中「区域の全部又は一部」を「全部又は一部の地域」に、「区域」を「地域」に改める。

附則第2項及び第3項中「附則第10項」を「附則第9項」に改める。

別表176の項中「附則第11項」を「附則第10項」に改める。

第1号様式中「事務吏員」を「職員」に改める。

第16号様式、第17号様式、第24号様式、第26号様式、第71号様式、第79号様式、第86号様式、第95号様式の4、第126号様式、第166号様式、第166号様式の2、第175号様式、第181号様式、第188号様式、第202号様式及び第203号様式中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第215号様式を次のように改める。

第215号様式 (表)

狩 猟 税 申 告 書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
支 庁 長

住所 _____
氏名 _____ ㊟

狩猟免許を受けた日	年 月 日	狩猟免許の番号	第 号
狩 猟 免 許 の 種 類	網猟 わな猟 第1種 第2種	狩猟免許の場所	
狩猟者の登録を受けた日	年 月 日	狩猟者登録番号	第 号
当該年度における都道府県民税所得割額の納付の必要の有無			有 無
狩猟者の登録及び税額の区分 (該当する区分の番号を○で囲んで下さい。)			税 額 (円)
1	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの		16,500円
2	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの		11,000円
3	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの		8,200円
4	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの		5,500円
5	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円
6	1のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者		4,100円
7	2のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者		2,700円
8	3のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者		2,000円
9	4のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者		1,300円
10	5のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者		1,300円
11	1のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者		12,300円
12	2のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者		8,200円
13	3のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者		6,100円
14	4のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者		4,100円
15	5のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者		4,100円

証紙をはるところ
 ※注意 証紙は、狩猟税用の沖縄県証紙をはってください。
 なお、消印はしないでください。



注1 この申告書は狩猟者の登録を受けるときに所轄の県税事務所又は支庁の長に提出してください。
 2 第1種銃猟免許、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2、4、7、9、12又は14の税率の適用を受けるものは、市区町村長の証明を受けて下さい。(証明欄は裏面にあります。)

(裏)

証 明 欄

この申告を行う者は、地方税法第700条の52第1項第2号又は第4号に規定する次のいずれかに該当する者であることを証明します。

- 1 当該年度の都道府県民税所得割額の納付を要しない者で地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者（以下「控除対象配偶者」という。）又は同項第8号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）以外のもの
- 2 当該年度の都道府県民税所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族
- 3 当該年度の都道府県民税所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事しているもの

年 月 日

市区町村長



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条第1項、第16号様式、第17号様式、第24号様式、第26号様式、第71号様式、第79号様式、第86号様式、第95号様式の4、第126号様式、第166号様式、第166号様式の2、第175号様式、第181号様式、第188号様式、第202号様式及び第203号様式の改正規定 公布の日

(2) 第215号様式の改正規定 平成19年4月16日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第1号様式の規定により交付された徴税吏員証は、改正後の第1号様式の規定により交付された徴税吏員証とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--